

議案第 8 6 号

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件の一部改正について

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を改正することについて、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 県の歳入（県税及び地方税の滞納処分の例によることが</u> <u>できるものを除く。）の徴収に係る訴えの提起、和解及び調</u> <u>停をすること。</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(7) 法律上県の義務に属する交通事故及び県有施設の管理瑕</u> <u>疵による損害賠償で、その額が500万円をこえないものにか</u> <u>かる和解及び調停並びに損害賠償の額の決定に関すること。</u></p> <p><u>(8) 略</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償で、そ</u> <u>の額が500万円をこえないものにかかる和解及び調停並びに</u> <u>損害賠償の額の決定に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p> <p><u>(8) 略</u></p>